

Title	社會的理性の發達
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一 (Takimoto, Seiichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.3 (1926. 7) ,p.123(429)- 143(449)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260700-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260700-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 社會的理性の發達

一般社會の智識は一部分に於ける單獨特種の方で發達するものではない。社會の總ての部分が綜合的に調和し、相依り相助けて共進駢行するのが、一般的の原則である。故に人間社會のあらゆる現象即ち政治、經濟、法律、制度、文學、宗教、其他何れの方面に於ても各々其の因襲的迷信の域を脱して、理性の發達を期せんとすれば、必ず或る程度までは他の總ての部分の發達を待つて、相共に辿つて行かねばならないのである。

或る一科の學問をすとか、或る特種の事實を研究するには、必ず他の學科、他の事實の智識を要するのであるから、學者は必ず其の方に於ける専門家の智識を借ることは絶對に必要であるが、それと同じく又非常の偉人が現はれ出で、大功業を奏すると云ふことも、亦其人單獨の仕事ではなくして、其の社會に於ける衆人結合の力であることは固より論を待たないであらう。

周圍の環境が人物を造ると云ふことがある。それは固より其の通りのことであつて、無智蒙昧なる野

蠻時代に生れた人は、如何に豪い大人物と云つても、矢張り野蠻人たるを免がれないのである。斯く云つたならば堯、舜、周公、孔子、釋迦、ソクラテイス、プラトーン、アリストウトレスなど、古の大聖人大智識はどうであるかと反問する者があらう。成る程此等の人々は、何れも其の當時他の人々に比較すれば、勿論豪い秀でたもの達であつて歴史上永く尊敬を受けるだけの價値のあつた人には相違はなからう。然しながら此等の大聖人大智識がどんな事を爲し、どんな言を云つたかと云へば矢張り大抵其の時代其の周圍の人々が爲し得らるゝことをなし、言ひ得らるゝことを云つただけのことであつて、其の周圍の人々には決して爲し得ないことを爲し、言ひ得ないことを云つたのではない。其の證據には、彼等の遺書として、現代に傳つて居るものが、大抵皆彼等の弟子や其他當時の學者達に依つて修正せられ、補綴せられ、若くは又偽作されて居ると云ふ事實に徴しても明白である。即ち此等の大聖人大智識の現はれた時代には、彼等に次ぐべき亞聖とか賢人とか云はるゝ人々が、彼等の周圍を取巻いて居つて、直接若くは間接に彼等を援助し、彼等に夫れゝゝ智識を供給したことは疑ひないであらう。現に孔子は周に行つて禮を老子に學び、大廟に入つては事毎に問ひ、農事は我れ老農に若かずと云つて居るにあらずや。

堯、舜は大聖人である。プラトーン、アリストウトレスは大智識である。堯は舜の聰明を聞いて嫁はすに其の二女娥黃女英の姉妹を以てす。同時に姉妹二人を妻とす。嫁はす者も娶る者も共に野蠻人にあ

らずや。プラトーンは其の共和政治論に於て、極端なる共產主義を鼓吹して、妻子の共有を主張したる人である。アリストウトレスは奴隸制度を是認し、人身の賣買をも賛成して居るのである。是等二人も亦其の時代を代表したる野蠻人たるを免がれないやうである。文徳を以て知られたる文宣王孔夫子は、門弟子を率ひて散歩の歸途關門の閉づるに遇ひ、自ら腕力を揮ひ、門を押破つて衆弟子を驚かしたるごと、列子の記事の如くんば、彼も亦仲々隅に置けぬ蠻聖であつたのであらう。之を要するに、如何なる大聖人、大智識でも、山の林の立木の如く、同じ場所同じ時代の同列を抜いて、何にも彼も特にかげ離れて異つたものとはなく、大抵どこにか其の環境の生産物たる特徴を有して居ることは自ら明白であらう。

人物が環境の生産物であると云へば、豪い人物のみが、其の時代其の社會を代表するばかりでもなく、小人の社會は又小人に依つて代表さるゝのである。人倫を紊り人道を無視する様な人間が世の中に跋扈し、高位高官に上りて、不届千萬の行ひを敢てするも、亦其の時代其の社會が一般に之を容認するからである。否少くとも社會に有力なる一部分の人々が、斯くの如き小人の存在を認め、甚だしきは其の後援すらもする者があるからである。例へば、先年東京市に於て賭博の處刑を受けたる者を、市制視察として、歐米諸國へ派遣したるに付き、世上に物議を起して、痛く攻撃したる者ありしが、市政のボスは敢て之を氣に止めず、見すく醜類をして其の意を遂げしめたのであるが、人の噂も七十五日で、彼れ此れする中に攻撃する者も、段々其の聲を鎮めて、遂に雲烟過眼に歸して仕舞つたのである。

一體それも其の筈であつて、肝心國民の品性を感化教導すべき大責任を有する政府は、既に株式若くは商品の空相場を認めて居るのみならず、富籤に類する勸業債券の發行を許し、又自ら進んで割増付の復興債券を賣出すなど、盛んに國民の僥倖心を獎勵し、又殊に甚だしきは馬券の發行を許して、公然と大々的の賭博を容るして居るのである。故に普通の賭博は法律に禁じてあるが爲に罪科となるも、賭博其の事の行爲は國家自ら惡事とも何とも認めて居ないのである。國家が獎勵して居る事をやるのであるから、一般人民は左まで不道德の事とも思はず、本人も亦平氣で大した耻とも何とも考へないのである。故に賭博議員が市民の代表者であるのは眞に現在の市民否國民を適切に代表する者であつて、代表政治の意義に叶つて居るのである。

然れども、其の時代其の社會を代表するは人物ばかりではなく、或る法律、命令若くは制度、文物等、總て善の方でも惡の方でも、皆其の時代其の社會を代表するもので、野蠻の制度は野蠻時代の生産物であつて、文明の制度は文明時代の生産物である。アルバート・タイセイ教授は近世の名著「法と輿論」の冒頭に於て「社會の制度の存在及變遷は、或る意味に於て常に何くにても、一般に其の時の信念及感情に順應するものである。換言すれば、其の制度の行はるゝ社會の輿論に適合するものであると云つて居るが、是れは固より至當の説であつて、馬鹿げた不合理の制度が存続したり若くは新たに出現したりするのは決して偶然のことではなく、其の時代其の社會の總ての事物が皆殆んど同じ様に馬鹿げた不合

理の社會であるが故である。馬鹿げた不合理の制度は唯馬鹿げた不合理の地盤にのみ存立し得らるゝのである。

余は歴史的の事實に依つて、人間の社會的理性の發達が、如何に遅々たるものであつたかを示して見よう。但しこれで觀れば、社會改良に熱心なる論者若くは政治家などが、無闇矢鱈に大聲疾呼して、種々の改良案を提出しても、仲々容易に其の目的を達することの出来ないことも略々察せらるゝであらう。余は社會改良の第一着手としては區々たる一局部に限らるゝ特種の問題よりは、先づ國民一般的の氣風を善導して、大局の發達、即ち所謂社會的理性の發達を促進するの必要を感ずるは全く之が爲である。余は是より我々の祖先が其の理性に乏しくして、如何に馬鹿げた歴史を有するかの實例を示して後日の鑑戒に供せんとす。

昔迷信の盛んなりし時代には、朝廷の儀式を始め、私人の家々に於ける總ての行事は、皆禁厭忌諱を唱へ、家相、方角、妖怪、ゑんぎ、祟りなど種々の事を云ひ立てゝ、それが偉大の勢力を振り廻はし、政治上、經濟上、文學上、軍事上其他一般の風俗、習慣等に影響して、社會の基礎を形成して居つたのである。即ち迷信が歴史の大部分否其の重大なる出來事の殆んど全部を支配して居つたのである。それが人間の理性の發達に従ひ、次第に衰滅に赴きたるか、或は變形したるものか分らざるも、兎に角我が日本などに於ても、半世紀前までは幽靈化物の話や、天狗神仙など普通民間に於ては云ふ迄もなく、

堂々たる大學者大政治家にても皆事實談として眞面目に受取り、殊に歴史若くは經文バイブル等に記載されたる神祕の事などは、何れも眞の事蹟として疑はなかつたのであるが、今日に於ては小學生徒すら幽霊や化物を信ずる者はない。理性の發達著しからざるにあらず。

然しながら迷信と云ふことは、何れの國何れの時代にても、仲々容易に其の跡を絶たず、常に種々の形式に於て現はれて居る。ゲーテ曰く「迷信は人間の性に基く信念である。一時隠るゝことあるも、亦折に觸れて直に現はれ來る」と。眞に其の通りであるかも知れないが、兎に角迷信の行はるゝ時代には、政治にても、經濟にても、又文學にても悉く迷信的であるか、又は迷信的でなくとも、殆んど皆其の馬鹿さ加減、滑稽めきたことが幽霊化物を信ずると同一程度であつて、時代相應のたわいもなき理性を表現して居るやうである。

我が國淡路廢帝のとき船を高麗に遣はさる。歸朝の際暴風に逢ひ、海上に漂蕩せしが、船靈に祈りて平安に歸ることを得たり。使者酬ふるに錦冠(勳記)を以てせんことを乞ふ。朝廷其の船に従五位下を授けらる(續日本紀)。其後延喜帝は又鷲に五位を贈られ、一條帝も亦猫に五位を賜はりたることあるが、是は秦の始皇が松を大夫とし、漢の武帝が柏を大將軍に封じ唐の武后も亦柏を五品大夫としたるに倣つたものか、どうか知らざるも、こんな事の行はるゝ時代の政治が如何に滑稽じみて居たるかは、固より想像に難からないであらう。是れより先天智帝のとき帝、中臣鎌足の國家に勳功あるを嘉し、大職冠を授

け、姓を藤原と賜はらんとするや、紀氏の一族擧げて之に反對す。其の理由とする所は藤(藤原氏)が榮ゆれば木(紀氏)は枯るゝと云ふにあつたとのこと(大鏡に據る)であるが、此の時代の政治思想は大抵こんなものであつたのである。

而して斯る馬鹿げたことは其後五六百年を經過して武家の世の中になつても、依然として盛んに行はれて居つたのみならず、武家武人なるものは、元來多くは無學文盲にして政治も何も知つたものにあらず、唯熱心に没頭して鍛練に鍛練を加へたるは武技武術だけの事であつて、民事民政など云ふことには更に少しも頓着なく、平素洵に埒もなき事をやつて居つたのである。源平盛衰記であつたか、太平記であつたか、出所は失念したが、其の書中の記事に、或る時の戰爭中、天子からの詔が下つたとき、陣中にては大將始め帷幄の將校ども誰れ一人として讀める者なかりしより已むことを得ず、其の詔を手が高く捧げて誰か讀める者はないかと、怒鳴りつゝ陣中を駆け廻つて讀み手を捜がしたと云ふ珍談を掲げありしが、こんな無學文盲の武骨漢が、社會の上流に立ち、我儘出放題の行ひを事とする時代に於ては、實は政治と云ふ政治もなく經濟と云ふ經濟もなく、行き成りばつたりの、しだらもなき状態なりしことは、想像に難からぬであらう。

北條氏の世の中には時頼の如き大政治家あり、又青砥左衛門尉の如き大經濟家があつたとの事なるも、時頼は自ら行脚して廻らねば民の疾苦が分らないと云ふ様なこせつきたる政治家であり、而かも一



槌打破、大道坦然など、野狐禪を氣取つて居つた人物とすれば、其の行動の社會上に及ぼしたる効果は問はずして、大抵推測せらるゝのであるが、恐らくは今の大石正巳氏の亞流なりしならん(竹尾前筑の即事考に時頼論あり其の姦惡不身持の十ヶ條を擧ぐ)青砥左衛門尉は十文の遺金を拾はんが爲に五十文の出費を惜まなかつた大經濟家であつて、其の他にどんな功勞があつたかと云へば、時頼と會談して、租税法を改正し、五公五民の割合(百姓の收穫の半額を公租として徵課す)と定め、此の租税を納むる外に人足を徵募する場合はあるも、百姓自ら兵器を携へて陣頭に立つの義務は之を免除してやつたと云ふことなどが彼の主なる功業らしいのである。而かも歴史上に其の大經濟家たる雷名を轟かしたるは滑川撥錢つ一條であるとすれば、是れも亦甚だ頼りなき大經濟家である。然しながら時頼は其の初め夢に神のお告げに因つて青砥を得たりと云ふが、神より授かつた大經濟家なれば、迷信時代相應の代表人物であつたことは疑ひないであらう。

泰時以來北條氏の金科玉條として守つて居つた貞永式目の末文に起請の文句あり。是は今日我々の遵守する帝國憲法發布の際に公にせられたる告文のやうなものではあるが、此の告文は恐れ多くも天皇陛下の御誓文であるから、武家の手に出でたる起請文と對比すべき性質のものにあらざること論を待たざるも、先づ之を奉讀して、而して後に貞永式目の起請文を讀過するときは、爾來約七百年の今日如何なる程度に政治的理性が進みたるかを推察するに足らん。乃ち告文の末節には

皇朕レ仰テ 皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ、併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ卒先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラザラムコトヲ誓フ、庶幾クハ神靈此ヲ鑒ミタマヘ  
とあるが、貞永式目の起請文は實に左の通りである。

梵天帝釋、四大天王、總日本國中六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬、神罰冥罰、各可罷蒙者也、仍起請如件

とありて、此の起請の文言は唯此の式目に限らず、一般民間の誓約書にも同様の語を使用するの慣例となり、徳川時代江戸の市中にも之を印刷したる誓約書用紙を賣捌いて居つたやうであるが、兎に角この文言で見れば、こんな事が其の時代に於ける民心を籠絡するに相當の効果を有して居たに相違なかつたのである。唯此の一事實に徴しても、北條氏時代の政治がどんな意義のものであつたかは明かである。

降つて徳川氏時代となつては時勢も大いに變り、社會的理性の發達も少しづつ其の歩を進めつゝあつたに相違なからうが、まだ仲々思ふ様には捗らずして、政治の方面にも大した見るべきものなかつたのである。現に家康は天下の大政治家として政治的才幹は餘りあつたやうに言傳へらるゝも、元來彼は無學文盲にして、品性の立派なる人でもなかつたのである。烈祖成績の著者安積澹泊は、家康に諛辭を呈し、我邦武將ありて、以來學を好み書を嗜み玉ひしこと東照神君の如くなる者なしと云つて居るも、當

時親しく家康に仕へて艱難を共にしたる渡邊幸庵の物語として傳へられたる幸庵對話と云ふ雜書を見れば「權現様は無筆同様の惡筆に候三河の寶藏院にて御手習被成たる由に候へ共漸々いろは位の事に候」とあり、又山鹿素行の語類にも「甲州人長坂長閑ナル者武田信玄ニ謁ス、信玄問フテ曰ク岡崎ノ家康ハ當年いくつト聞クヤト長閑答ヘテ當年二十五寅ノ年ト承ハルト申ス、又問フ家康ハ歌ヲヨマル、ヤト、長閑答ヘテ一文不通ノ文盲ナリト承及ヒ申スト答ヘタリト」のことであれば、家康が學問したとすれば、それは二十五歳以後の事であらうが、何れにしても學問と云ふ程の學問でもなく、矢張り文盲のお仲間であつたと思つた方が確かであらう。

それで徳川初代の武將達は伊達政宗の如き少數の人を除く外は概ね皆無學であつて、自分の姓名すら書けないやうな者が多かつたのである。大郷信齋と云ふ人の書いた道聽塗説と云ふ書に「昔より武夫は無文の者多き例たゞしなるが、當代文運の開けししるしにや長沼（兵學者）が手東に不奉煩貴酬と題する」と并賞すべし」云々とあり、此の著者大郷信齋と云ふ人は文化頃の人であつて、其の頃には最早文事も仲々盛なりし時であつたのであるが、それですら手紙に不奉煩貴酬と書いた位の事が著しく目立て文事の進んだ徵候であるなど、噂されたのであるから、徳川の初代に惶窩あり羅山あり又丈山などの大學者あつたと云ふものゝ、其の實社會の中樞であつた武家武人は十中の八九までは大抵無學文盲の武骨漢であつて、書物など讀み得る者は今日拉丁語をやつたり、希臘語をやつたりする人々より猶少なかつた

のであるが、殊に百姓町人などゝきたら殆んど絶対に學問などすべきものでないと認められ、自分の姓名すら書き兼ね読み兼ねる者が大多數を占め、随つて「世の中はさやうで御坐る御もつとも、何にとござるかしかと存ぜず」で濟んで居つたものである。

小川白山の蕉齋筆記に或る人が銀札に書いてある篆書が讀めないから讀んで呉れと申し來りし故に讀んで見たるに「會テ語ヲナサズ文字モ不明瞭ノ所アマタ有リケルガ是ハ千字文ノ内ヲ四字續キタル所モアリ、又一字ハサミニシタル所モアリ、又ハ十字二十字モ隔タル所モ有ルト見ヘタリ、夫故會テ義理ハナク讀ヌモ道理ナリ、昔ハ文盲ナルコトニテ個様ナル事ニモ不行届カ口惜キコト也」と云つて其の銀札に書いてある文字の例を示して居るが、それは左の如くである。

二分札 始制文文字服有唐周殷朝道垂黎首伏鳴鳳竹草木萬方此大常

三分札 恭惟敢養貞女必得能長信聖德正傳堂積福寶巖典敬孝忠

銀札の面にこんな無意味の滅茶苦茶の文字が並べてあつても、武家武人の文盲時代にはそれで濟んで居たのである。

今一つ馬鹿げた話は松浦靜山の著はした甲子夜話に

明和安永ノ頃節儉ノ政令出タルトキ作事奉行ヨリ昌平橋ノ聖堂ハ無用ニ付取毀ツベシト建言シタルモノアリ、其ノ時ノ老中水野出羽守聞届ケテ既ニ奏問ニ及ハントスル際、御用取次衆ノ中ニ聖堂トハ何

ニモノカト云フ議起リ、奥右筆組頭大前孫兵衛ニ聖堂ニ安置シアルハ神カ佛カトノ尋アリ、大前ハタシカ本尊ハ孔子トカ云フコトニ候ト答タレバ、取次衆、又尋テ孔子ト云フハ何ナリヤトノコトナリシユヘ、大前ハタシカ論語トカ申書物ニ出候人ト承リ候ト答ヘタレバ皆々打ウナヅキ、ア、ソレニテ分リタリ、道理デ聖堂崩ノ沙汰ヲ聞テ林大學ガ唐ヘ聞ヘテモ外聞ガワルイト申シタリトテ遂ニ沙汰止ミニナリタリ云々

甲子夜話には往々諷刺的の造言もあるようであるから、此の話も事實あつたことであるや否や分らざるも、一體徳川政府の當局は常に學問を無視し、學理だの、學說だのと云ふことには少しの理解もなかつた證據には、其頃政府が長崎に於て支那の書物を買入れるには、宛も屑屋が古新聞や古雜誌でも買ふ様に書物の内容は更に問はず、唯だ目方にかけて一貫目幾くらと云ふことで買入れたとの事であるから、甲子夜話の記事もまんざら虚構ではあるまいかと思はる。

又篠崎東海の著はした和學辨と云ふ書を見れば江戸の或る本屋が源隆國の今昔物語を出版せんとして、幕府の奉行所へ届出たるに、役人ども書林に向ひ、此の外題は何と讀むぞと尋ねたるに付、書林は答へて「今はむかし物語」と云ひしかば「今はむかし」とは不吉の言葉なりとて、遂に出版を許可しなかつたとの珍談を掲げてあるが、こんな事は徳川時代にはざらにあつたことで、別に異とするに足らないのみならず、現に最近十年前までは、我が政府に於ても、社會主義と外題したものは、反對論が書いてあ

つても何でも、一切出版を許可しなかつたことあるは、今猶我々の記憶に新たなる所であらう。又昔長崎奉行であつた内藤安房守の手録せる内安録と云ふ書物には「長崎にては蕃椒(唐辛)を胡椒と唱ふ、唐辛は唐を枯らすと同音なれば、それを忌んで胡椒と云ふ」と書いてあるが、是も亦實に今は昔の物語ではなく、近く明治政府の世の中となり、露國を痛く恐れた時代には從來一般に魯國と書いて居つたのを恐露病の本家外務省の抗議で魯は「あろか」と云ふ字だから魯國と書いては外交上にさわりあり、宜しく露の字に改むべしと云つて御鄭重にも態々省令とか訓令かを發して悉く露の字に書き換へしめたのである。是も長崎の唐辛と好一對の笑話であるが、露の字が、其後間もなく露西亞大帝國が露の如く消滅する前兆であつたことに氣付かなかつたのは猶更滑稽の極みである。

尾張一の宮の神主は代々鶏卵を喰はない。それは神代卷の發端に混沌鶏子の如しとあるに憚つてなり。又津島の神主は鳥を喰はない。それは同神社は素盞鳥命を祀つてあるのだが、素盞鳥の鳥を誤つて鳥と書いた本を見たからであると云ふ。又熱田の神主は竹の子を喰はない。これは同社の御神體はやまとだけにてまします故なりと秋齋閑話に書いてあるが、神主であれば御幣を擔ぐのは當然であらうが、一體武家武人には、今日の軍人社會に天理教だの、大本教だの、若しくは又姓名判斷など、迷信的事に惑溺して居る者が少なくないと同じ様に、恐ろしくいかめしく威張つて居つたに拘はらず、比較的擔ぎ家が多くして愚にも付かぬ馬鹿げたことを氣に掛けて居つたものである。例へば徳川時代の武士は鱧

(このしろ)を喰はない。又葡萄の畫模様を嫌つて居つたのである。これは鯨を喰ふは「此の城を喰ふ」ことになり、葡萄の實の垂れ下がつて居るのは「武道の成下りなりさが」と云ふことになると云つて、痛く思んだものである。こんなくだらぬ兒戯に類する低級なる理性の持主が武家だの、武士だのと崇められ、傲然と社會の上流に立つて人間の運命を支配して居つたのであるから、連も人道も何にも理解して居らう筈はなかつたのである。

曾て水戸の黃門義公が藩醫穗積角庵と云へる者に命じ著作せしめられたる本に救民妙藥と云ふがある。其の本の中に墮胎法があつたので(通行本の救民妙藥には墮胎の項を削除せり)京都の醫者芳村恂益がこれは餘りひどいと云つて、國民に墮胎を教ふるの非人道なることを誹りたれば、幕府の醫官望月三英は恂益の説を反駁し、墮胎は支那にては白牡丹と云ひ専ら之を家業として居るものさへある。恂益の量見の狭い考は未熟なりと、三英隨筆に評して居る位であるから、此の當時は江戸の市中にも公然墮胎の看板を掲げて營業して居つたものもあつたそうである。

人間を闇から闇へ葬つて仕舞ふことが、人間の困窮を救ふの妙術など、認めらるゝような時代には連も政治らしい政治の行はれよう筈もなく、無茶苦茶に埒もなき暴政をやつて居つたのは少しも怪しむに足らないであらう。犬公方として知られたる五代將軍綱吉が徳川の全盛時代而も民間には木門の碩儒新井白石、室鳩巢等の外、別に又古學派の大家であつた荻生徂徠、太宰春臺等濟々たる多士環視の中に特

り妖僧の妄言を信じ、所謂る生物憐なる飛んでもなき馬鹿げた法令を發して、犬を始めとして其の他人間を除いた總ての動物を大切に取扱ふべきを命じ、小犬一匹往來へ棄てたと云ふ罪で切腹を仰せ付けられ、大工の小僧が犬を殺した科に依り打首に處せられ、評定所の役人坂井某は往來にて犬の噬合ふのを見て分けてやらなかつたと云ふ罪で閉門を命ぜられ、御城の堀に傷きたる鴨が一羽死して居たと云ふので町奉行が責任を引いて進退伺を爲し、大阪奉行の與力が鳥を打取り、又鳥商賣を爲したりとて連累者十人切腹を仰付られ、犯人の妻子は皆流刑に處せらる。病馬を野へ棄てた罪で百姓二十五人流刑に處せられたこともある。佛國大革命前の状態は略々こんな馬鹿げたことをやつて居たのであるが、其の當時嚴酷なる山林法を設け、獸類の殺生を嚴禁したるに、或る百姓は之を犯して野猪を殺したとあり。召捕はれて法廷で審問を受けたるとき、被告は之を辨解して野猪を殺す積りではなく、人間と思つて殺したのであると云つたさうであるが（プリーストリーの歴史講義三七九頁）いかさま此の時代には下層階級の人間は何々にても禽獸同様に飼育せられ、使役せられ、君主、貴族、豪家若しくは英雄豪傑の爲めに生きた道具として氣隨氣儘に玩弄せられて居つたのである。灤陽消暑錄と云ふ書（清人紀昀の撰）に「崇禎の末（正保慶安の頃）河南山東地方に大饑饉あり、草根木皮皆喰盡くしたれば、遂に人間を以て食料となし、婦女幼孩は悉く後手に縛して、市場に鬻ぎ、之を稱して菜人と云ふ、屠者あり、買つた者の爲めに之を料理すること、宛も羊豚を割くが如し」とあり、いくら大饑饉でも、人間を人間と思はない



時代には、政治と云ふ政治、經濟と云ふ經濟もなく、殘忍非道の事にあらざれば、滑稽兒戯に類する事ばかりやつて居たのは決して怪しむに足らない。

徳川時代の政治が皆生物憐ぐらいの程度であつて、全然ものになつて居なかつた他の實例はいつの時代の事なりけん、重き罪を犯せる者ありて斬首の言渡を受け、定めの日刑場へ引出して首刎んとせしとき、ふと頸元に何にか入墨しある様なりしかば、段々調べて見れば、其の罪人は日光東照宮大權現の尊號を肩先より頸へかけ大文字にありくと入墨してありしより「是は大變なり、御尊號へ刀を當てゝは勿體なし」とて、遂に死一等を減じて無期徒刑に處せられた事あり（甲子夜話第一卷）其の他歌や詩を詠んで大罪を赦されたり、租税を免かれたりした實例など少くないようであるが、政治家、學者若しくは醫者其他一般社會の人々が迷信蒙昧の域に惑溺し、化物、幽靈、狐狸の崇り、天狗、神祕、籤占、方角、家相、人相、墨色、忌年、忌日、忌數其の外種々のまじない等を妄信して居る時代に、斯くの如き滑稽じみた埒もなき政治が、明君とか賢相とか稱揚せられて居る人々に依つて行はれたのは寧ろ當然であつたのである。

社會の師表として仰がれ、比較的理性に明かてなければならぬ學者であつても全然周圍の境環を離れ、其の時代其の社會に於ける一般的氣風の支配を脱することは出来ないものである。故に徳川時代の學説は、矢張り其の時代相應の學説であつて、埒もなき滑稽的の學説は正しく埒もなき滑稽的の政治のカ

ウンター・パートとして現はれて居るに過ぎないのである。例へば野中兼山と熊澤蕃山とは徳川時代の  
二大經濟學者として知られたる人である。然るに兼山は或るとき山村を過ぎ一老農に逢ひ、どの邊は山  
野空地が多いようであるが、之を開いたら莫大の利益あるべしと云ひしかば、老農はわしが先祖にも公  
の如き愚人あつて、眼前の小利のみ事とせしゆゑ、わしも斯く老衰に至りても稼穡の艱難を免かれない  
と云つて一本やられた話が南川士長の閑散餘録に書いてあるが、兼山の經濟政策として傳へらるゝもの  
はみな體した政策でもなく室戸港を修築し、山田の廣野を開墾し、弘岡高岡の疏水、日野日出野二川の  
改修事業の如き武家武人が武事のみに没頭して居つた時代にこんな事をやつとすれば勿論そこにそれだ  
け豪い所があつたのであらうが、實は是れ式の土功は政府や政治家が禁止したり、妨害したりしなかつ  
たならば、誰れにでも氣付き誰れにでも出來得た事業であらう。兼山が川舟の舟子に命じ、川を下る毎  
に必ず小石を齎らし來つて川口に投ぜしめ、以て蠣の養成を計つたとか、アサリ蛤等を舟に満載し、海  
邊に撒き散らさしめて貝類の繁殖を試みたなどの事は人口に膾炙する話なるも、こんな事も一向詰らぬ  
兒戯に類する談である。又蕃山の有名なる山林政策などに至つては猶更滑稽至極である。彼が得意の植  
林法はどうするかと云ふと、彼の意見では先づ植林しやうと思ふ山の廣さを積り、稗を三十石、五十石、  
百石若しくは二百名づゝ其の山にまかせ、其の上に枯草を散らし置くのである。そうすると種々の鳥が  
來て稗を拾ふ、鳥の糞の中に混じりある木の實はよく生<sup>は</sup>へるものである、稗の上に枯草を置くのは、鳥

に拾ひにくいようにして、久しく其所に止らしめん爲めと、今一つには雨に稗が流れない爲めである、斯くすれば三十年計りには雜木の茂となり、立派な山が出来ると云ふのである(大學或問卷之四)。何と馬鹿げた植林法である。是が經濟學就中林政學に長ぜりとの評判で名高い蕃山の意見であつたのである。

こんな馬鹿げた意見でも、矢張り夫れ／＼基く所の出處があつたのであるが、それはこの時代の學者輩が崇拜して居つた支那學說に淵源するのが大多數であつて、其の中にも例の管仲の意見などが最も多く影響したのである。管仲が齊の桓公に「商賈を抑へて農民を富ます」方法として建策した決護洛の議なるものを見るに甚だおかしい、即ち彼の說に依れば「商賈を抑へて農民を富ますの法は護洛(護も洛も大河の名)の水を決するにあり、護洛の水を決すれば其の沿岸周圍皆汎濫して大洪水となり、處々へ大なる沼や池が出来てあらう。さすれば其の沼池に雁や鴨が澤山に下るであらう、鳥が下れば諸方の富みたる商人共が弓矢を以て狩獵に出掛けて來るであらう、そこで其邊の農家は露臺を出したり店舗を開いたりして、飲食物を盛に賣つて儲けることが出来る、さすれば商人は財を散するが上に賣買の職業も農家に奪はるゝ譯であるから、結局商を抑へて農を富ます良策である」と云つて誇つて居る。海保青陵は之を評して甚だ廻り遠い愚策である。管仲の智慧らしくないと云つて居るが、大抵其の時代の經濟政策は先づこんなものであつたのであらう。現に管子の中に説いてある開遊禁遊術の如きも略々似たり

寄たりのものである。開遊とは農村の民が貧乏になつて商人が富めば遊を開くと云つて遊廓や芝居歌舞妓の類を盛にして、商人に散財を奨励し、又之に反し商人が衰微して衣弊れ履、穿つに至れば禁遊の令を出して、遊樂の途を塞ぐと云ふのである。是れも亦決護洛の術と五十歩百歩の滑稽案であるが、こんな事が我が徳川時代の學者の頭を侵して、其の經濟學說の手本となつて居つたのである。

徳川時代の學說が大抵皆これ位の程度であつて當時の一般社會の氣風、風俗、習慣、信向等に相應して、政治と與にカウンター・パートを形成し、皆諸共に低級なる理性の眞面目を表現して居つたのであるが、明の治世の中となり、西歐文明の曙光に接してより、一時俄然として野蠻の陋習を排斥し、占卜、人相、家相、まじない、ゑんぎ、淫祠の信向等文明人の關與すべきことにあらずとして、勉めて之を攻撃したるより明治の初代には著るしくラシヨナリズムの發達を見んとするの趨勢なりしも、もとく一般社會の根底には頑強なる迷信的思想が深く潜在して居たるよりゲーテの格言を事實に證明して爾來復た段々この陋習の復古を致し、啻た民間に於て愚にも付かぬ馬鹿げた眞似をするもののみならず、政府に於ても、淫祠でも邪宗でも信教の自由は憲法に保證されて居ると云ふ口實の下に、無形の害毒を盛に傳播しつゝある迷信的の行爲を公然と許るし、又新聞紙の如き自ら社會の指導者を以て任じて居ながら、盛に厭勝禁忌の説を宣傳して迷信家の提灯持をなし、以て理性の發達を沮害しつゝあるは何事ぞや。曾て福澤諭吉先生が改曆辨と云ふ小冊子に於て舊曆（大陰曆）には詰らぬ吉凶を記すより世間

に廣く弘まれば弘まる程迷の種を多く増すと云つて憤慨されたことがあるが、今日の新聞紙には舊曆よりはもつとひどい迷信を鼓吹するものもある。ラシヨナリズムの發達、前途猶遼遠であると云つても決して過言ではあるまい。

然しながら退いて能く考ふればそれも無理はないのである。西洋に於てもガリレオ、コパーニカス、ケプラーなどの著書は一八一九年までは大抵何くにも讀むことを禁ぜられ、地球が太陽の周圍を廻轉すると云ふ所謂の地動説を唱へたあらゆる書籍の發行禁止令は實に一八二二年まで繼續して居つたのである。今より十年程前に我が國に渡來したるシドニー、ヴェツプは日本は英國などよりは百年若くは百五十年も後れて居るだらうと云つたことがあつたが、果して然りとすれば、今の日本は歐洲に於て丁度地動説の禁止令が解かれた時代の文明程度であると云はねばなるまい。併しまさか其れ程でもあるまいが、兎に角一般に理性の發達に於て彼我の間に甚だしき徑庭のあることは掩ふ可らざる事實であらう。今や我が日本の政治界に於ても、經濟界に於ても、又甚だしきは學界に於てすら時々馬鹿げた不合理の事を仕でかすことあるは要する所社會全體に於ける理性の發達が斯る不合理の事を不可能ならしむる程度に達しないからである。行或使之、止或尼之、行止非人所能也とは孟子の知言であるが、個人の爲す所は行くも止まるも、善事を爲すも惡事を爲すも、皆其人の責任のみにあらず、其の時代其の社會の全體が個人の言動の樞軸となつて之を左右して居るに過ぎないことを忘れてはならない。故に社會の進歩

は其の局部的の制度施設よりは寧ろ一般的理性の發達に待たねばならないのである。

瀧 本 誠 一

本篇は本年六月三田史學研究會に於ける瀧本博士の講演の速記である（編輯の都合上博士の校閲を経ずして登載せし故文責は編者にあることゝ茲に附記す。（編者）